文教福祉常任委員会会議録

１．招集年月日	令和８年３月１３日（金）　開会　午後３時４４分 閉会　午後４時５２分
２．場　　所	本館３階　第１委員会室
３．出席委員	◎野並　享子　　○益川　教智 稲垣　誠亮　　遠藤　総一郎 橋　　完司　　以上５人 オブザーバー　議長　津村　俊二
４．欠席委員	無し
５．説　明　員	執行部、別紙のとおり
６．事務局職員	辻　昭典　　行俊　勉　　辻　拓
７．付議事件	令和８年第２回定例会 ≪付託議案　９件≫ (1) 議第２０号　野洲市特定乳幼児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例 (2) 議第２１号　野洲市立保育所条例を廃止する条例 (3) 議第２２号　野洲市附属機関設置条例の一部を改正する条例 (4) 議第２５号　野洲市立幼稚園条例の一部を改正する条例 (5) 議第２７号　野洲市立保育所における延長保育、野洲市立幼稚園における預かり保育等並びに野洲市立幼保連携型認定こども園における延長保育及び預かり保育に関する費用徴収条例の一部を改正する条例 (6) 議第２８号　野洲市立幼保連携型認定こども園条例の一部を改正する条例 (7) 議第２９号　野洲市介護保険条例の一部を改正する条例 (8) 議第３３号　財産の減額貸付について (9) 議第３８号　第４期野洲市教育振興基本計画の策定について
８．協議事項	閉会中の継続審査又は調査に付すべき事件について
９．審査内容	別紙のとおり

野洲市議会委員会条例第２９条の規定により、記名、押印する。

令和８年４月９日

文教福祉常任委員会委員長　野並　享子　　印

文教福祉常任委員会（出席説明員）

（令和８年３月１３日）

（市長部局）４名

役　　職　　名	氏　　名
健康福祉部政策監（高齢者・子育て支援担当兼こども家庭局長）	北田　一栄
健康福祉部次長（高齢者・子育て支援担当兼こども家庭局次長）	辻村　朗子
こども課長	中野　良博
介護保険課長	山本　美妃

（教育委員会部局）９名

役　　職　　名	氏　　名
教育長	北脇　泰久
教育部長	田中　明美
教育部政策監（幼稚園教育担当）	北田　一栄
教育部次長	川﨑　小百合
教育部次長（学校教育担当）	小寺　岳正
教育部次長（幼稚園教育担当）	辻村　朗子
学務課長	荒川　貴之
学務課主席参事	中野　良博
学務課参事	原嶋　亜紀

～～～

質疑はございませんか。

遠藤委員。

○委員（遠藤総一郎）　すいません、１点だけ。ゼロ・１・２歳の子どもたちと、それから保育士の先生方と、何対何といったところは、通常の保育所、こども園の保育園部と、今回の創設された、誰でも通園は、何対何は変わりないのでしょうか。

○委員長（野並享子）　どうぞ。

○こども課長（中野良博）　こども課、中野でございます。

今おっしゃっていただいたとおり、こども誰でも通園制度、今の乳児等通園支援事業のことですけども、こちらと保育所の保育士の配置基準、こちらは同じです。野洲市につきましては、ゼロ歳児を３対１、保育士１人につき子どもさんが３人で、１歳児が６対１というところもあるんですけども、野洲市は手厚く５対１で、２歳児が６対１という基準で設けております。

以上です。

○委員長（野並享子）　遠藤委員。いいですか。

他にご質疑ございませんか。ないですか。

（「なし」の声あり）

○委員長（野並享子）　そんなら私、言っていいですか。

○副委員長（益川教智）　では、進行を交代いたします。

野並委員。

○委員長（野並享子）　私、ちょっと質問します。４月１日から始めるということで、国がアドバルーンを上げました。野洲市の場合は、ちょっとできるんですか。もう３月の時点で、来たいとかいうのが、申し込み制になってて、面接をしてとかいうふうな形になっていますね。それは４月から始めはるんですか。どういうふうな形でされるんでしょうか。

○副委員長（益川教智）　お願いします。

○こども課長（中野良博）　こども課、中野です。

４月から実施する方向で今進めておりまして、既にたしか５名やったと思うんですけども、５名の方がもう、申込みまではまだ行ってないんですけれども、お問合せいただいたのと、こちらの特定乳児等通園支援事業の認定を受けられるということで申請をいただいているところです。今、その事務処理を行っておりまして、４月からの人員体制も今整えていっているところでございますので、まだこれから保護者さん宛てに連絡なり取って、

事前の面談をする形にはなりますので、４月１日からすぐということにはならないかもしれませんけれども、まずは面談をさせていただいて、お子さんの状態を確認させていただいた後に、あと、日程調整をして、この制度を使っていただくという形になります。

○副委員長（益川教智）　野並委員。

○委員長（野並享子）　すいません。キャパがありますよね。だから、制限をかけはると思うんです。それに対して本人さんが、いやこの日やないとというふうな形になって、いやいや、もうそれいっぱいですよという、その申込みの期日を決めないと、何か先着順でいってしまって、もう５月、６月まで予約を入れた、早いもん勝ちみたいな、そんな形になっても困るけども、ある一定計画を、事前に行政としてはつかまないとあかんとは思うし、そこら辺はどうされるんですか。

○副委員長（益川教智）　お願いします。

○こども課長（中野良博）　こども課、中野です。

　確かにおっしゃるとおり、予約が殺到してしまいますと、どうしても受入れの制限がかかってくると思います。ただ、現状よその市町さん、令和７年度でモデル的に移行されたところも確認していますと、こちらが思っているほどの利用者さんの数にはなってなかったということで、一定体制は組めるのかなと思っていますが、ただし、野並議員おっしゃるように、場合によっては、例えば希望される日に他の方も希望されるということがあるといっぱいになっちゃいますので、その辺りは保護者さんと話し合いをしながら、こちらの日は空いていますけど、どうですかというようなことも出てくることはあると思います。

○副委員長（益川教智）　野並委員。

○委員長（野並享子）　兄弟の子どもがいてて、上の幼稚園の入園式とか、下の子どもがちょっと預かってほしいとか、そうなってくると、日にちがもう特定されて、希望がぼんと出てくるというふうなのを思うんですけども、平常やったら満たないのかなとも思いますけども、そこらあたりはどう、三上でしかやらないんですから、今年はもう卒園・入園は関係ないと。来年、そのことが出てくるのではないかなというふうに思うんですけどね。

○副委員長（益川教智）　お願いします。

○こども課長（中野良博）　こども課、中野です。

　今回のこの誰でも通園制度、予約につきましては基本先着順という形、先着制を取る形になると思います。予約状況を鑑みまして、締切日も設定する予定をしていまして、ちょっとこの辺りはまだ、ちょっと流動的に対応する形になりますので、もう少しこの事業が

進めていった中で、感覚をつかめていけるかなと思いますので、一旦はちょっと流動的に対応したいなと思っております。

○副委員長（益川教智）　では、進行をお願いします。

○委員長（野並享子）　他にご質疑ございませんか。ないですか。

（「なし」の声あり）

○委員長（野並享子）　質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、議第２０号について、委員間の討議を行います。

討議はございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（野並享子）　ないですか。討議がないようですので、これをもって討議を終結いたします。

これより採決いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（野並享子）　ご異議なしと認めます。よって、直ちに採決することに決定いたしました。

これより採決いたします。採決は挙手により行いますが、挙手しない者は反対とみなします。

お諮りいたします。

議第２０号野洲市特定乳幼児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例は、本委員会として原案のとおり可決するものと決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（野並享子）　挙手全員であります。よって、議第２０号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第２２号野洲市附属機関設置条例の……。

（「２１号」の声あり）

○委員長（野並享子）　飛んだ。２枚いってしまいました。すみません。

議第２１号野洲市立保育所条例を廃止する条例を議題といたします。

議第２１号について、関係部の説明を求めます。

どうぞ。

○こども課長（中野良博）　こども課、中野です。

それでは、議第２１号野洲市立保育所条例を廃止する条例についてご説明申し上げます。

議案書は３８ページから３９ページをお願いいたします。

本議案は、令和８年４月１日から野洲市立野洲第３保育園を民間移管することに伴いまして、３月３１日をもって野洲市立の保育所がなくなることから、野洲市立保育所条例を廃止し、併せて野洲市重要な公の施設の廃止または独占利用に関する条例の一部を改正するものでございます。

なお、本条例は令和８年４月１日から施行いたします。

以上です。

○委員長（野並享子）　ご質疑はございませんでしょうか。

（「なし」の声あり）

○委員長（野並享子）　ないですか。私、あるんですけど。

○副委員長（益川教智）　では、進行を交代いたします。どうぞ。

○委員長（野並享子）　この公立保育園がなくなるということはもう決まっていますし、新たにもう建設がされ、４月１日から動くということになっていますけど、これ本当に公立保育園がもうなくなるというとこら辺に関しては、何かちょっと行政の責任というとこら辺が問われてくるなというふうに思うんです。

以前、公立保育園の果たす役割というのを聞いたことがあるんですけども、民間の保育園やと、障害児とかいろんな意味でちょっと困難な人、子どもは遠慮される、排除されるというところにおいて、公立保育園は、そういう意味では誰でも全部受け入れるということで、そういう子どもたちが排除されない、公立保育園の果たす役割が大きいというのを聞いてたんですけども、民間に全部なってしまったら、それまで言われてたとこら辺、大丈夫なんでしょうか。

○副委員長（益川教智）　お願いします。

○こども課長（中野良博）　こども課、中野です。

今おっしゃっていただいた、例えば障害児、障害をお持ちのお子さんとか行政の支援が要るお子さんは、民間園ではなかなか受け入れられないというような、今おっしゃったかなと思うんですけども、決してそんなことなくて、民間園で障害児の方を受けていただいておりますし、特に支援が必要とされる子どもさんも数多く受け入れていただいて、手厚く支援、保育していただいているところです。それによるいろんな補助・加算もしているところですので、決して民間園だからといって、支援が要るお子さんは入っておられない

ということは全くございません。

あと、野洲市といたしまして、公立、単独の保育所、これをなくすということがいかがなものかということをおっしゃったかなと思うんですけども、少子化とか保育人材の不足、こういったところから、保育所を改めて整備をするということはなかなか難しいところがあるのかなという認識でありますし、待機児童対策、施設の老朽化で施設を整備する必要が出てきたという場合には、財政的に有利な民間園での整備というところの、１つ考え方もあるのかなと思いますし、どうしても公立で整備する必要があると、運営していく必要があるということがあったとしても、そこは保護者さんにとりましても利便性が高い幼保連携型認定こども園として引き続き運営していきますし、こちら、認定こども園につきましては重要な公の施設としても位置づけられておりますので、公の施設として保育所を削除するというところは問題ないのかなと考えております。実際、今もう野洲市立の保育所が３月いっぱいでなくなるというところから、まだ施設を位置づけておくということも、ちょっと適当ではないのかなという考えもありますので、ここで廃止するという形になります。

以上です。

○委員長（野並享子）　なくなるんやから、条例がなくなるいうのは、それは合理的なんだろうと思うんですけども、一般質問で山本議員が、第３保育園の果たしてきた役割を話されてたとき、あそこでは本当に障害の子どもやらいろんな子どもを保育をしていたという自負をかなり発言されてたので、そうやなというふうに思って聞いてたんです。ですから、今、認定こども園でそれがカバーできるというふうなことをおっしゃったんですけども、もうあっちこっち認定こども園、さくらばさまやらゆきはたやら、認定こども園になっていますから、そこでフォローができるかなという思いがするんですけど、そこら辺はどうなんですか。

○副委員長（益川教智）　お願いします。

○こども課長（中野良博）　こども課、中野です。

今おっしゃっていただきましたけども、認定こども園だから決してこれまで、例えば第３保育園がされていた人権保育なりができていないということは全くございません。認定こども園でも同じように人権保育の研修も行いますし、またそういった実践も行っていただいているところですし、こちらとしましてもしっかり見ているところです。

加えまして、当然ながらですけど、民間園におきましても人権保育もされていますし、

職員同士が集まって運営会みたいな形で、人権保育について議論というか研修をして、知識を深めていってもらっているというところはありますので、第３保育園がなくなるというところの、一抹の寂しさといいますか、そういうのは確かにありますけれども、そこはしっかりやはり市としても責任を持って見ていかないといけませんし、そのために保育アドバイザーというのも配置して、各園巡回指導もしていただいていますし、その辺はしっかりフォローしていきたいなと思っております。

○委員長（野並享子）　すいません。第３保育園にはたしか看護師さんが配置されてたというふうに思うんですけども、認定こども園ではそんな看護師さんは配置はされていませんよね。

○副委員長（益川教智）　はい。

○こども課長（中野良博）　こども課、中野です。

　看護師の配置もありますし、医療的ケア児の方がおられましたら、当然そういった配置があります。もう配置をしております。

○委員長（野並享子）　そうですか。すいません。障害加配というのは当然ありますよね。そこら辺で看護師さんの配置というのも、そういう子どもが入ってくるというのが分かれば、配置をされているんですか、今も。

○副委員長（益川教智）　お願いします。

○こども課長（中野良博）　こども課、中野です。

　もうおっしゃるとおりでして、当然医療ケアの必要な方につきましては、そういった看護師資格のものを配置して、手厚く保育をしているという状況でございます。

○副委員長（益川教智）　お願いします。

○こども課長（中野良博）　こども課、中野です。

　今の発言で、ちょっと自分に補足する形になりますけども、実際令和７年で言いますと、さくらばさまこども園、ゆきはたこども園に配置しているところです。

○委員長（野並享子）　そうですか。

○副委員長（益川教智）　では、進行を戻します。

○委員長（野並享子）　他にご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（野並享子）　質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

　次に、議第２１号について、委員間の討議を行います。

討議はございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（野並享子）　討議がないようですので、これをもって討議を終結いたします。

これより採決いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（野並享子）　異議なしと認めます。よって、直ちに採決することに決定いたしました。

これより採決いたします。採決は挙手により行いますが、挙手しない者は反対とみなします。

お諮りいたします。

議第２１号野洲市立保育所条例を廃止する条例は、本委員会として原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（野並享子）　挙手全員であります。よって、議第２１号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第２２号野洲市附属機関設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議第２２号について、関係部の説明を求めます。

どうぞ。

○こども課長（中野良博）　こども課、中野です。

では、議第２２号野洲市附属機関設置条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書は４０ページから４３ページになります。

本議案は、令和８年４月１日から野洲市立野洲第３保育園を民営移管することに伴いまして、３月３１日をもって野洲市立の保育所がなくなることから、野洲市附属機関設置条例の一部を改正するものです。

なお本条例は令和８年４月１日から施行いたします。

以上です。

○委員長（野並享子）　これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（野並享子）　ないですか。質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、議第２２号について、委員間の討議を行います。

討議はございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（野並享子）　討議がないようですので、これをもって討議を終結いたします。

これより採決いたしますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（野並享子）　異議なしと認めます。よって、直ちに採決することに決定いたしました。

これより採決いたします。採決は挙手により行いますが、挙手しない者は反対とみなします。

お諮りいたします。

議第２２号野洲市附属機関設置条例の一部を改正する条例は、本委員会として原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（野並享子）　挙手全員であります。よって、議第２２号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第２５号野洲市立幼稚園条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議第２５号について、関係部の説明を求めます。

どうぞ。

○こども課長（中野良博）　こども課、中野です。

では、議第２５号野洲市立幼稚園条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書は５６ページと５７ページになります。

本議案は、減少傾向にある幼稚園の利用人数に対し、条例に規定する定数が課題となっているため改正を行うものですが、毎年の入園申込み状況によりましては定員超過が発生する可能性もありますので、定数の規定を教育委員会規則に委任するよう改正するとともに、文言の整理を行うものです。また、令和８年３月３１日をもって野洲市立の保育所がなくなり、野洲市立保育所条例が廃止されることに伴う文言の整理を行うものです。

なお、本条例は令和８年４月１日から施行といたします。

以上です。

○委員長（野並享子）　これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

遠藤委員。

○委員（遠藤総一郎）　すいません。２５号の提案の今の説明の中で、幼稚園の利用人数は減少傾向にあると。条例に規定する定数と比べて課題となっているという現状、これはよく分かるんですけども、その後、定数超過が発生した場合は限りなく少なくなってきている現状にもかかわらず、迅速に対応できるよう定数の規定を規則委任するというのがちょっと、現状とやろうとしていることが、つじつまが合わないような気がするんですけども、議会の機能の弱小化にもつながりますので、そこは、そうですかというわけにはいかないので、より詳しい説明をお願いしたいです。

○委員長（野並享子）　どうぞ。

○こども課長（中野良博）　こども課、中野です。

すいません、ちょっと説明不足だったかもしれません。

まず、今、現状の定数が、実際の利用者数とかなり乖離をしております。減っておりますので、まずそこを是正する必要があるということで改正させていただきたいというのが、まず本市の趣旨でございます。その後、ちょっとセットで説明したので分かりづらかったかもしれませんけれども、適正な規模の定員にした後、いわゆる減らした形になったときに、ひょっとしたらまたその減らした人数を超えて申込みがある場合があるかもしれないので、そういったときに迅速に対応できるように、教育委員会規則に委任するというものでございます。

○委員長（野並享子）　遠藤委員、どうですか。どうぞ。

○委員（遠藤総一郎）　すいません。幼稚園の利用人数が少ない利用状況というか、利用人数が少ない現状で、減らした定員を上回る場合というのは、逆に発生しやすくなってくると。減らしたがゆえに。ゆえに規則委任するというたてつけでの改正という理解でよろしいんでしょうか。

○委員長（野並享子）　どうぞ。

○こども課長（中野良博）　こども課長です。

今回改正させていただいて、定数、定員を抑えた形にして、超えてくるケースがあるの

かと言われますと、あまりないというふうには思っています。ただ、もし超えた場合、また条例改正をするというのと、超えた場合、保育所のほうは、こども園のほうですけども、弾力運用といいまして、定員の１．２は受け入れることができるという規定があるんですけども、幼稚園はそれがございません。すなわち定員を超えてしまうと、その超えた方が受け入れられなくなりますので、それはよろしくないので、教育委員会規則のほうに委任して迅速に対応できるようにして、受け入れる体制を整えたいと、そういうところでございます。

○委員長（野並享子）　遠藤委員、いいですか。

○委員（遠藤総一郎）　結構です。

○委員長（野並享子）　他にご質疑ございませんか。ないですか。

　ちょっと私、質問。

○副委員長（益川教智）　では、進行を交代いたします。

○委員長（野並享子）　私、質問します。この定数は規則で定めるということになっていますが、その規則が出てないんですが、このそれぞれの人数を何人という形で今、想定されているんですか。

○副委員長（益川教智）　お願いします。

○こども課長（中野良博）　こども課、中野です。

　今回条例の改正ということですので、規則のところまでは載せておりません。今、口頭で申し上げます。

　まず、中主幼稚園につきましては、現状３４０人という定数ですけれども、これを規則のほうで１８０人にいたします。それから野洲幼稚園、今２６０人という定数ですけども、こちらを８０人にします。それから祇王幼稚園、こちらは１９０人になっておるんですが、これを８０人にします。そして北野幼稚園、２６０人ですけれども、こちらを１３０人といたします。いずれにしましても、規則で委任するこの数以下の、今、利用者人数になっておりますので、こちらの数で改正、規則のほうにうたっていくという形になります。

○委員長（野並享子）　そしたら今、すいません。今現在何人なんですか。

○副委員長（益川教智）　はい。

○こども課長（中野良博）　こども課、中野です。

　まず、野洲幼稚園は、令和７年度ですけれども、６５人の利用者さんがおられます。それから、祇王幼稚園は令和７年度は５２人、北野幼稚園は令和７年度が１１８人、中主幼稚

園は令和７年度は１５１人となっております。

○委員長（野並享子）　今、出されてるのが、野洲幼稚園は認定こども園いう形で民間に委託をしていくというふうな方向で進んでいますね。北野も認定こども園にしていくというふうなことの説明があったというふうに聞いているんです。そういうことは、祇王も同じことを、中主も同じことをされているのではないかと思うんですが、そういう方向で、野洲は民間に委託する認定こども園と言われていますが、北野やら祇王やら中主も同様のことを考えておられるんですか。

○副委員長（益川教智）　お願いします。

○こども課長（中野良博）　こども課、中野です。

　方向性といたしましては、今の単独幼稚園は認定こども園化という、今、考えをお示しさせていただいたところです。野洲幼稚園につきましては、議員おっしゃったように民間という形で、こちらも認定こども園化していくという形になります。認定こども園といいましても、今のこの幼稚園でご利用されている方はもちろんそのまま利用いただきますので、幼稚園部としての定員になってくるのかなと。そこに加えてこども園としますので、保育園部の方が数名定員を設ける必要があるのかなと思いますが、これも今後の方向性をお示しした中で説明はさせていただいたかなと思うんですけれども、こども園化と言いながら、幼稚園は３歳以上児さんを受け入れる施設ですので、すぐさまはできない。ゼロ歳児から受け入れるということはできませんので、まず、暫定的に３歳以上児のこども園という形になってくるのかなと思います。ですので、そこで保育園部の３歳以上児さんの方を何人か受け入れる、そのときのニーズ量を見ながらになりますけれども、そういった設定になっていくのかなと思います。野洲幼稚園につきましては、もう老朽化がかなり進んでおりまして、こちらについては移転整備という、民間移管という形になりますので、こちらについて、今現状おられる６５名の幼稚園児さんを含んだ形で、同じように認定こども園化で民間移管したいなという考えです。ただし、そこには待機児童を飲み込むぐらいのキャパ、規模で整備を進めたいなという考えでございます。

　以上です。

○委員長（野並享子）　ほんで。

○副委員長（益川教智）　どうぞ。

○委員長（野並享子）　すいません。それで、そうすると、野洲幼稚園はもうあそこの場所から建て替えという形で移りますね。北野とか祇王と中主いうのは、まだ施設的には使え

るというふうに思うんですけども、そういう意味では公立の認定こども園、さくらばさまのような、とにかくそういうふうな形の認定こども園を想定されているんですか。

○副委員長（益川教智）　お願いします。

○こども課長（中野良博）　こども課、中野です。

おっしゃったように、公立で認定こども園化になります。ですので、さくらばさまこども園とかゆきはたこども園のように、公立のこども園として今の単独幼稚園をこども園化していくという考え方でございます。

○委員長（野並享子）　ほな、野洲幼稚園だけ新たに建てるということで、民間でというのは何かちょっと違和感はあるんですけども、今まであった幼稚園はそのまま公立の認定こども園いう形にしていくと。一番古い歴史を持っている野洲幼稚園は民間にというとこら辺は、ちょっと市民の皆さんというのか、違和感があると思うんですけども、どうでしょうかね。

○副委員長（益川教智）　野並委員に申し上げますが、今回、本条例の改正についてで、保育の民間移行についてお説があるのは重々分かりましたが、それはまた別の機会にお願いいたします。

○委員長（野並享子）　また、これは一般質問で質問させていただきます。

○副委員長（益川教智）　では、進行を戻します。

○委員長（野並享子）　他にご質問はございませんか。ないですか。

（「なし」の声あり）

○委員長（野並享子）　質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、第２５号について、委員間の討議を行います。

討議はございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（野並享子）　討議がないようですので、これをもって討議を終結いたします。

これより採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（野並享子）　ご異議なしと認めます。よって、直ちに採決することに決定いたしました。

これより採決いたします。採決は挙手により行いますが、挙手しない者は反対とみなします。

お諮りいたします。

議第２５号野洲市立幼稚園条例の一部を改正する条例は、本委員会として原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（野並享子）　挙手全員であります。よって、議第２５号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第２７号野洲市立保育所における延長保育、野洲市立幼稚園における預かり保育等並びに野洲市立幼保連携型認定こども園における延長保育及び預かり保育に関する費用徴収条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議第２７号について、関係部の説明を求めます。

どうぞ。

○こども課長（中野良博）　こども課、中野です。

議第２７号野洲市立保育所における延長保育、野洲市立幼稚園における預かり保育等並びに野洲市立幼保連携型認定こども園における延長保育及び預かり保育に関する費用徴収条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書は６１ページから６３ページになります。

本議案は、令和８年３月３１日をもって野洲市立の保育所がなくなることから、関連する条例の規定を削除するものです。また、令和８年４月１日から乳児等通園支援事業を野洲市立幼保連携型認定こども園で実施することに伴い、利用料を設定するものです。

なお、本条例は令和８年４月１日から施行といたします。

以上です。

○委員長（野並享子）　これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。ないですか。

（「なし」の声あり）

○委員長（野並享子）　質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、議第２７号について、委員間の討議を行います。

討議はございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（野並享子）　討議がないようですので、これをもって討議を終結いたします。

これより採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（野並享子）　ご異議なしと認めます。よって、直ちに採決することに決定いたしました。

これより採決いたします。採決は挙手により行いますが、挙手しない者は反対とみなします。

お諮りいたします。

議第２７号野洲市立保育所における延長保育、野洲市立幼稚園における預かり保育等並びに野洲市立幼保連携型認定こども園における延長保育及び預かり保育に関する費用徴収条例の一部を改正する条例は、本委員会として原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（野並享子）　挙手全員であります。よって、議第２７号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第２８号野洲市立幼保連携型認定こども園条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議第２８号について、関係部の説明を求めます。

どうぞ。

○こども課長（中野良博）　こども課、中野です。

議第２８号野洲市立幼保連携型認定こども園条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書は６４ページと６５ページになります。

本議案は、令和８年３月３１日をもって野洲市立の保育所がなくなることから、関連する条例の規定を削除するものです。また、令和８年４月１日から乳児等通園支援事業を野洲市立幼保連携型認定こども園で実施することから、条例上で位置づけるものです。

なお、本条例は令和８年４月１日から施行とします。

以上です。

○委員長（野並享子）　これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（野並享子）　質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、議第２８号について、委員間の討議を行います。

討議はございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（野並享子）　討議がないようですので、これをもって討議を終結いたします。

これより採決いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（野並享子）　ご異議なしと認めます。よって、直ちに採決することに決定いたしました。

これより採決いたします。採決は挙手により行いますが、挙手しない者は反対とみなします。

お諮りいたします。

議第２８号野洲市立幼保連携型認定こども園条例の一部を改正する条例は、本委員会として原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（野並享子）　挙手全員であります。よって、議第２８号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第２９号野洲市介護保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議第２９号について、関係部の説明を求めます。

どうぞ。

○こども課長（中野良博）　こども課、中野です。

議第２９号野洲市介護保険条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書は６６ページから７３ページとなります。

令和７年度税制改正により第９期介護保険事業計画期間の途中の介護保険料において、市の責めに帰さない介護保険料の予定収入の減少を防ぐ観点から、介護保険の第１号保険料への影響を遮断するため、令和８年度の介護保険料に係る特例措置を講じるために、介護保険法施行令が改正されました。これに伴い、本市条例において政令の改正内容が適正に反映されるよう、附則を追加するものです。その他、字句の整理を行います。

概要といたしましては、附則に令和８年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例、令和８年度の保険料率の算定に関する基準の特例及び令和８年度における保険料の減免の特例を追加いたします。また、第７章の章名と同章内の共通見出しが同一であ

るため、共通見出しを削除いたします。

なお、本条例は令和８年４月１日から施行といたします。

以上です。

○委員長（野並享子）　これより質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（野並享子）　ないですか。質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、議第２９号について、委員間の討議を行います。

討議はございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（野並享子）　討議がないようですので、これをもって討議を終結いたします。

これより採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（野並享子）　ご異議なしと認めます。よって、直ちに採決することに決定いたしました。

これより採決いたします。採決は挙手により行いますが、挙手しない者は反対とみなします。

お諮りいたします。

議第２９号野洲市介護保険条例の一部を改正する条例は、本委員会として原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（野並享子）　挙手全員であります。よって、議第２９号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第３３号財産の減額貸付についてを議題といたします。

議第３３号について、関係部の説明を求めます。

どうぞ。

○こども課長（中野良博）　こども課、中野です。

議第３３号財産の減額貸付についてご説明申し上げます。

議案書は８５ページと８６ページになります。

野洲第３保育園の民間移管事業について、令和６年５月に株式会社アイグランを選定いたしまして、令和８年の４月の開園に向けて、人権センター向かいの旧子ども広場において、新園舎の工事をはじめとした準備を進めているところです。

同社は、市が定める公共的団体等には該当しないため、本来ならば野洲市普通財産の貸付料に関する要綱第２条の規定により、貸付率は５％となりますが、同社は社会福祉法人等の公共的団体等と同様に、公益性の高い社会福祉事業、認可保育所の運営になります、これを実施する事業者であることから、開園後の令和８年４月以降の貸付けについては、同要綱第３条に規定する貸付料の特例を適用し、公共的団体等と同じく固定資産税率相当分の貸付率１．４％にて減額貸付を行うため、地方自治法第９６条第１項第６号の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

以上です。

○委員長（野並享子）　これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

遠藤委員。

○委員（遠藤総一郎）　まず、アイグランさん、年間幾らで貸付けされるのか、これが１点。

２点目、市内にも社会福祉法人じゃなくて、今回、株式会社さんで、そういった社会福祉事業を展開されているところ、あるのかどうか。これが２点目。

３点目は、１．４％の貸付率、近隣他市ではどんな状況になっているのか。

以上３点、お願いします。

○委員長（野並享子）　どうぞ。

○こども課長（中野良博）　こども課、中野です。

まず、今回の減額貸付で１．４％ということでお認めいただけましたならば、年間にしますと約２２０万円ぐらいになります。

続いて、社会福祉法人等と同等の公益性を担う事業を行う事業者につきましては、保育所に関して言いますと、株式会社というところはございません。ただ、小規模保育をされているところは株式会社がございまして、ただ、そちらは土地の貸付等はございませんので、少し違うかもしれません。

それと１．４％で他市の事例はどうかというところですが、申し訳ございません。他市の事例まではちょっと確認はしておりませんけれども、本市におきましてはあやめ保育所、

それからしみんふくし滋賀竹が丘の保育所については、減額貸付１．４％でしているところです。

○委員長（野並享子）　遠藤委員。

○委員（遠藤総一郎）　結構です。

○委員長（野並享子）　他にご質疑ありますか。

益川委員。

○委員（益川教智）　公益性の高さのところで、その判断基準が何か一定のものがあるのか、それとも事業内容が他の、例えば社会福祉法人と同じだったらいいのかとか、その辺りについて、その基準があるのか、今回の判断がどのような形で行われたのかをまず教えてください。

○委員長（野並享子）　どうぞ。

○こども課長（中野良博）　こども課、中野です。

まず、判断基準という明確なものはございませんけれども、児童福祉というところと、保育を行う、ましてや認可保育所というところで運営されるというところで、児童福祉の観点から公益性が高いというところで判断いたしまして、また、先ほど言いましたようにあやめ保育所、それからしみんふくし滋賀竹が丘でも同様の保育事業、認可保育所での運営をされていることから、同様にそこで判断させていただきまして、１．４％という形で決めたところでございます。

○委員長（野並享子）　益川委員。

○委員（益川教智）　あと、これは公募で決まっていたかと思うんですけれども、公募の際に、このような貸付率になりますよということが先方に、先方というか、その候補として広く皆さんにお知らせするときに、その可能性があるということは周知されていたのか、その辺りについて教えてください。

○委員長（野並享子）　どうぞ。

○こども課長（中野良博）　こども課、中野です。

公募をしている段階で、きちっと書面にてはっきりと明記しております。ただ、そこが１．４％になるというところの具体的な数までは、たしかなかったと思いますが、仮に１．４％というところは話の中なり言っていたかもしれませんけど、ただ、そこについては、議決をもって決定しますということはしっかり伝えておりますので、初めからもう１．４％で貸し付けますよということを、もう決めつけた中で周知していたということはございま

せん。

○委員長（野並享子）　益川委員。

○委員（益川教智）　どちらかといえば、ここまで下がる可能性がありますよというの自体は広く周知しておいたほうが手が挙がりやすいのかなという、そういう気はするんですけども、理解しました。ありがとうございます。

これ、令和３８年までということで設定されていますが、これはなぜか教えてください。

○委員長（野並享子）　どうぞ。

○こども課長（中野良博）　こども課、中野です。

こちらにつきましては、野洲市公有財産管理規則第２９条において準用する第３１条第１項第２号の規定により、３０年というのを設定しております。この第３１条第１項第２号というのは、土地を貸し付ける場合は３０年で、これを超えてはならないという規定がありますので、最大の３０年という形で設定をさせていただきました。

○委員長（野並享子）　益川委員。

○委員（益川教智）　ごめんなさい、あと１点。もう間もなく開園されて、４月１日からということなんですけれども、この条例改正のタイミングとして今が適切なのかというところで、結構ぎりぎりに上がっているなという受け止めというか、認識があるんですけれども、そのタイミングについてちょっと教えていただけますか。

○委員長（野並享子）　どうぞ。

○こども課長（中野良博）　こども課、中野です。

確かにおっしゃるように、もう少し早い段階でというのもあったと思うんですけども、この辺り当時公募した中で、総務課の例規担当とも話し合った中で、まだ地域住民の方、それから保護者さん宛てにはっきりとまだ決まったものがないという中で、初めに最初にこの貸付けを決めていくというのはちょっと時期早尚ではないかというご助言もいただきましたので、実際にもう貸し付けるというタイミングになりましたので、ここで上げさせていただくということでございます。

○委員（益川教智）　分かりました。

○委員長（野並享子）　他にご質疑はございませんか。

どうぞ。稲垣委員。

○委員（稲垣誠亮）　副委員長の質問とちょっと関連なんですけど、ちょっと違和感があるのが、もう建物、建っているじゃないですか。これ、内々には事業者のほうに、この１．

４％で行くので、それをもとに事業計画を立ててください的なことの会話はされているということで理解していいんですよね。というのは、建物建っているじゃないですか。その減額貸付がなかったとしても運営していくという経営方針を、このアイグランさん側は立てていらっしゃっているとは思えないので。そこまで覚悟してされているんであればもういいんですけど、そこの原課とアイグランさんとの協議がいろいろ、多々あったかと思うんですけど、その辺の内情について教えていただいてもいいですか。

○委員長（野並享子）　どうぞ。

○こども課長（中野良博）　こども課、中野です。

１．４％でというところの話はあるんですけども、ただ、先ほど申しましたように、議決が得られなかった場合は５％ですよというのははっきり言っていますので、そこを見込んでしっかり経営・運営してくださいというところは伝えておりますので、問題ございません。

○委員（稲垣誠亮）　分かりました。

○委員長（野並享子）　他にご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（野並享子）　私、１つ。

○副委員長（益川教智）　では、進行を交代いたします。

○委員長（野並享子）　株式会社アイグランですが、広島の経営者ですね。この企業は保育所の経験というのか、あっちこっちにされているんでしょうか。

○副委員長（益川教智）　お願いします。

○こども課長（中野良博）　こども課の中野です。

株式会社アイグランさん、おっしゃるように本社を広島に拠点を置いて運営されている会社でして、全国で、ちょっとすいません、ちょっと数が今はっきりしたのが手元にないんですけど、たしか１００を超える園を運営されておりまして、かなり実績をお持ち、また、当然ながらその分の年数も経験としておありやと思いますので、その辺りは安心というわけじゃないですけれども、ノウハウを持っておられるのかなというところでございます。

○委員長（野並享子）　いいですか。どのぐらいの規模の保育園を持っておられるんですか。

○副委員長（益川教智）　お願いします。

○こども課長（中野良博）　こども課、中野です。

規模につきましては様々にあると思います。全国で、先ほど言いましたように１００を超える園を運営されていると思いますので、各自治体によってはもともとの定員規模を、例えばですけども５０人規模で運営をというのがあれば、その規模で運営されているでしょうし、１００人を超える定員規模で募集されておれば、その規模で運営をされていると思いますので、ちょっと一律に１００人規模の園が何園ですというのは、ちょっと申し上げにくいかなと思います。

○委員長（野並享子）　これ、公募をされたときは、どれだけの企業が手を挙げられたんですか。

○副委員長（益川教智）　お願いします。

○こども課長（中野良博）　こども課、中野です。

当時、ちょっと私がまた別の課におりましたので、ちょっと詳しくは、数までは覚えてないんですけど、たしか３事業者が応募されたか、４やったかなと思いますけれども、その中にアイグランさんが１つあったという形になります。３法人ですね。

○委員長（野並享子）　三、四者。

（「３法人」の声あり）

○委員長（野並享子）　３。

（「３法人」の声あり）

○委員長（野並享子）　３。

その３つのうちで、社会福祉法人というのはなかったんですか。

○副委員長（益川教智）　お願いします。

○こども課長（中野良博）　社会福祉法人はございました。ありました。

○副委員長（益川教智）　どうぞ。

○委員長（野並享子）　すいません。何でこのアイグランに、決められたのは何なんですか。

○副委員長（益川教智）　野並委員、選定は全て終わっておりまして、今回そこに貸し付ける貸付率のところで今議論しているところなので、選定過程については、また改めて問うていただけましたら。

○委員長（野並享子）　私、どっかで聞きたい、どっかで聞きたいとずっと思っていたんです、これ。何でここに。普通は社会福祉法人にされるのに、何で株式会社にされたんかなと

いう。

○副委員長（益川教智）　公募の結果。

○委員長（野並享子）　だって、株式会社いうのはもうける、配当とか株でというふうな形がありまして、社会福祉法人はそういうもうけをというふうな形にはなってないので、全然違うと思うんです。何でかなと思って、ずっとどこかで聞きたいと思っていたので、ちょっとお願いしたいんですけど。

○副委員長（益川教智）　では、答えられるところで。

○こども課長（中野良博）　こども課の中野です。

ちょっと今現在、その選考過程の要綱等、今手元に資料がございませんので詳しくは申し上げられないんですけれども、その３法人あった中で、当然ながら採点方式で一番点数が高かったいうところを決めております。ちなみにですけども、社会福祉法人は野洲慈恵会さんが応募をいただいておりました。あとは株式会社の方が応募されていて、選定委員会で決定をしておりまして、その選定委員会の中でいろんな基準を設けまして、保育の質の高さなり、それから実績、各園、各事業者からの提案、それと、当然ながらですけれども、今の第３保育園でやっている保育事業をきちっと引き継ぐことということを前提に、しっかり守られているかというところで選定をしているというところでございます。

株式会社のほうが利益を追求されるというのはもちろんあるかもしれませんけれども、今回の事業につきましては、認可保育所での保育事業というところですので、恐らく、言葉は悪いですけども、もうけるというところではなしに、児童福祉というところと社会貢献というところも入っておりますし、オプション的に、株式会社さんですので、例えばですけども、具体的に言いますとおむつのサブスクとか、そういった事業を他の企業さんと連携されてやったりとか、そういったメリットもあると思いますし、そういったところでいくらか利益を出してはるかどうか私はちょっと分かりませんけれども、そういった社会福祉法人ではない株式会社のメリットを出されたのではないかなというふうに認識しております。

○副委員長（益川教智）　どうぞ。

○委員長（野並享子）　野洲の中の民間保育園と公立保育園の違いがありまして、民間保育園でいろんな形でオプションをつけはるのに費用を徴収するというふうな、保育料はもう決まっていますから、野洲は一律で。民間であろうと公立であろうと、所得幾らで幾らといってもう全部決まっていますから、それにオプションをいっぱいつけて、そういうと

ころに費用を徴収するというのがあるんです。そういうふうな、皆さん英語もやってくれはるしええわとか、何か体操のそんなのやらもやってくれはるしええわとかね。けども、それも全部オプションつきになっているというふうな部分もありますし、入園の費用、入園料というのか、一番最初の初期の費用いう形で徴収してはるところもありますし、ちょっといろんな意味で違うんです。慈恵会は野洲でも実績がありますから、北野保育園やっておられるのでね。だから、そういう意味では実績のあるところが公募で手を挙げはったのに、それ以外に出してこられるというとこら辺では、「ん」という思いが、ちょっと今聞いてて思いました。

○副委員長（益川教智）　恐らく公共性であったり公益性であったり、その観点でご回答いただければいいのかなと思うので、そこでお願いします。

○こども課長（中野良博）　こども課、中野です。

もちろん公益性、公共性、また公平性というところで審査の項目も入れていまして、そこで判断をしております。決して株式会社さんが利益を追求するために選定したということは一切ございません。本市の子どもをお預かりいただくというところが大前提ですので、そこはしっかり児童福祉の観点から園を運営していただくというところで、採点基準を設けて選定しているところでございますし、また、申されたようにオプションというのがあるんですが、いわゆる諸費ですね。この辺りにつきましては、今の野洲第３保育園でかかっている諸費を上回らないことというのを大前提に進めておりますので、株式会社アイグランさんに変わったからといって、かなり保育料以外のところの諸費がすごく上がったということはございません。むしろそれ以下に抑えてくださいという前提で、園と、それからアイグランさん、保護者さん、我々も入って、３者協議でその辺をしっかり煮詰めて諸費を決定しているところですので、決して上がるというところはございません。

以上です。

○副委員長（益川教智）　では、進行を戻します。

○委員長（野並享子）　他にご質疑はございませんか。ないですか。

（「なし」の声あり）

○委員長（野並享子）　質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、議第３３号について、委員間の討議を行います。

討議はございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（野並享子）　ないですか。討議がないようですので、これをもって討議を終結いたします。

これより採決いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（野並享子）　ご異議なしと認めます。よって、直ちに採決することに決定いたしました。

これより採決いたします。採決は挙手により行いますが、挙手しない者は反対とみなします。

お諮りいたします。

議第３３号財産の減額貸付けについては、本委員会として原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（野並享子）　挙手全員であります。よって、議第３３号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第３８号第４期野洲市教育振興基本計画の策定についてを議題といたします。議第３８号について、関係部の説明を求めます。

どうぞ。

○教育部次長（川﨑小百合）　教育委員会、川﨑です。

それでは、議第３８号第４期野洲市教育振興基本計画の策定についてご説明申し上げます。

議案書は９５ページから９６ページ、計画書は別冊のものとなります。

本議案につきましては、教育基本法第１７条第２項に基づき、令和３年に制定した第３期野洲市教育振興基本計画が令和７年度で終期を迎えることから、第４期野洲市教育振興基本計画を策定するものです。策定に当たっては、国や県の教育振興基本計画を参酌し、さらに本市のまちづくりの最上位計画である第２次野洲市総合計画や野洲市教育大綱等を踏まえ、本市の教育振興を図るために定める基本的な計画とするもので、野洲市議会基本条例第１１条第６号に基づき、議会の議決を求めるものです。

なお、本計画期間は令和８年度から令和１２年度までの５年間でございます。

以上です。

○委員長（野並享子）　これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

遠藤委員。

○委員（遠藤総一郎）　すいません。本計画中、第４章では施策の展開ということで、基本目標を設けられて、数値目標ということで設けられて、ＰＤＣＡを回していくというようなことで、よく分かるんですけども、４２ページのところに、人権教育の推進ということで、人権を尊重するまちづくりの中で、この項目だけが、市民の集いの参加人数だけが、7年度実績よりも、令和１２年度目標が下がっていまして、他の目標値はどの施策も上がっているんですけども、これだけが下がっている理由を教えてください。

○委員長（野並享子）　どうぞ。

○教育部次長（川﨑小百合）　教育委員会、川﨑です。

正直言いまして、こちらの資料を提出する直前にこちらの開催をしました人数が確定したというところで、結果的に２１８名というところになったところです。それまでは実績数値が分かりませんでしたので空欄にさせていただいて、目標数値２００人というところで目標を定めさせていただいておりました。ただ、担当課のほうとしましても、実際には２１８名ということで、7年度は数値が増えた形ではありますけれども、２００名以上を目指して、今後も引き続き取り組んでまいりたいという思いでこのままの数字と、結果的には下がるような見せ方にはなっておりますけれども、数値目標とさせていただいたところです。

以上です。

○委員長（野並享子）　遠藤委員、いいですか。

他にご質疑はございませんか。ないですか。

（「なし」の声あり）

○委員長（野並享子）　質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、議第３８号について、委員間の討議を行います。

討議ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（野並享子）　ないようですので、これをもって討議を終結いたします。

これより採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（野並享子）　ご異議なしと認めます。よって、直ちに採決することに決定いたし

ました。

これより採決いたします。採決は挙手により行いますが、挙手しない者は反対とみなします。

お諮りいたします。

議第３８号第４期野洲市教育振興基本計画の策定については、本委員会として原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（野並享子）　挙手全員であります。よって、議第３８号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもって、本委員会に付託を受けました議案の審査は全て終了いたしました。

この際、お諮りいたします。

委員会報告書の作成につきましては私に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（野並享子）　ご異議なしと認めます。よって、私に一任していただくことに決しました。

次に、次第４、閉会中の継続審査または審査に付すべき事件についてですが、何か申入れすべきことはございますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（野並享子）　ないですか。ないようですので、これをもって日程の全てを終了いたします。

これをもって文教福祉常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。（午後４時５２分　閉会）